

令和3年度三川町移住定住促進事業

活力あるまちづくりを推進するために、三川町内に移住定住することを目的として住宅を建設または取得する方に対し、費用の一部を補助します。

補助の対象となる住宅

1. 町内で自ら居住するために建設または取得する一戸建て住宅。
2. 事業費が100万円以上の住宅であること。
3. 中古住宅については、昭和56年6月1日以降に建設された住宅。それ以前の住宅は、耐震補強(耐震診断の総合評定が1.0以上)された住宅であること。

補助の対象者

補助の交付対象者は、本町に移住定住することを目的として住宅を建設又は取得する方で、次のいずれにも該当する方が対象者となります。

1. 申請する時に町外に住所があり、令和4年2月10日までに本町に転入し居住する方。
2. 令和4年2月10日までに実績報告書を提出できる方。
3. 交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。

補助の内容

1. 交付対象者一人につき20万円を補助
(当該交付対象者及び同一世帯に属する者につき1回限り)
2. 交付対象者が昭和61年4月1日以降に出生した方の場合、30万円加算
(合計50万円)

申請書受付期間

申請書の受付期間は、令和3年5月6日から令和3年5月31日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けます。ただし、この期間内において補助金の額が予算額を超過しない場合は、予算額に達するまで申請書の受付期間を延長いたします。

補助金の申込・問合せ先

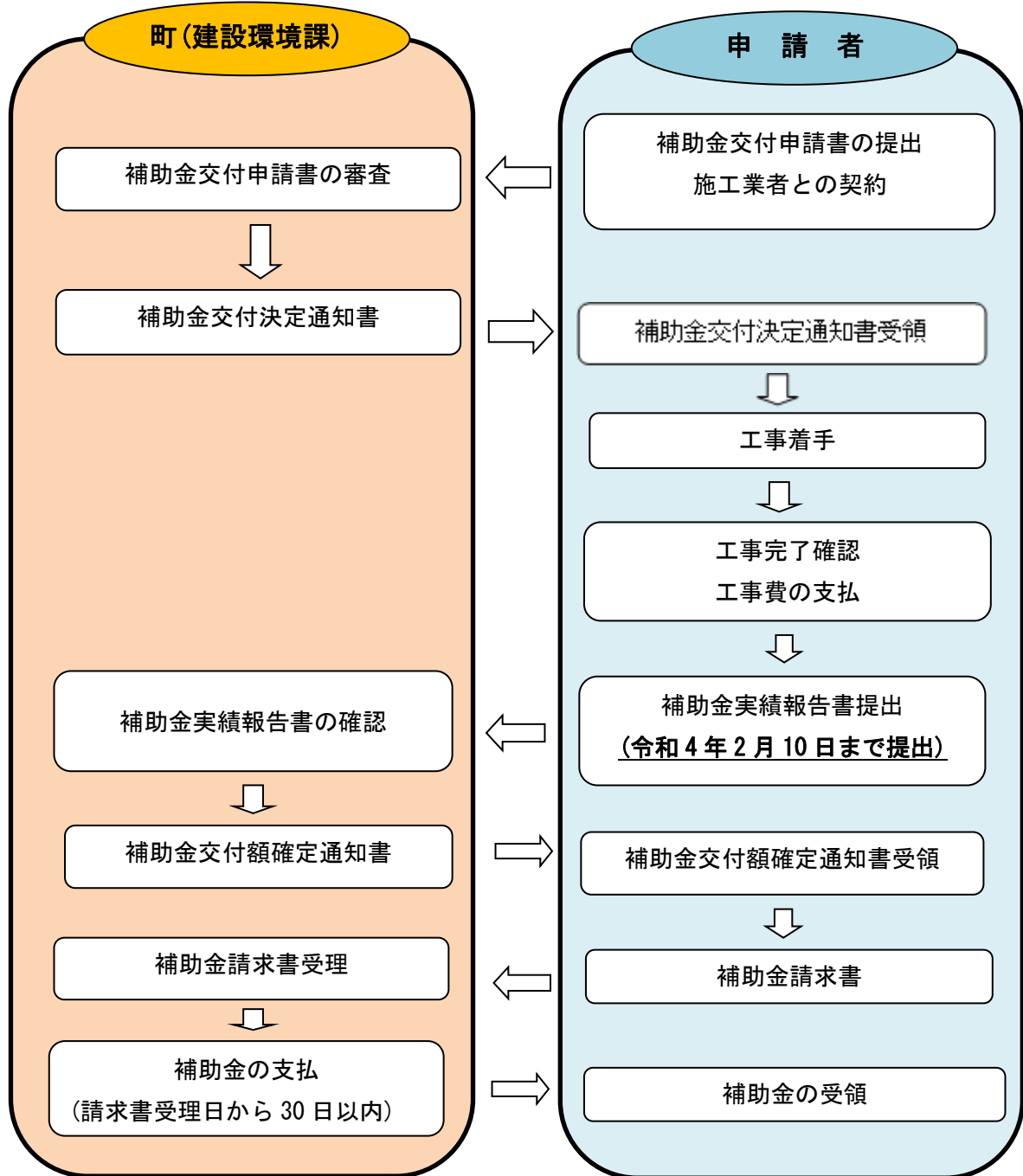
三川町建設環境課建設係

電話 0235-35-7035

Fax 0235-66-3139



移住定住促進事業補助金の手続きの流れ



- ※ 補助金交付申請書提出前に、事前の打ち合わせをお願いいたします。
- ※ 申請者以外の方が申請書等を提出される際は、委任状を提出してください。
- ※ 三川町住宅取得支援事業費補助金との併用（同時申請）が可能です。その場合は添付資料を省略できます。

